

令和3年10月5日

武蔵野市国民健康保険  
運営協議会会長 殿

武蔵野市長 松下 玲子

令和4年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について（諮問）

このことについて、下記のとおり令和4年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等の一部改定を予定しております。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

#### 記

#### 1 改定の内容

- (1) 所得割率について、基礎（医療）分を0.1%、後期高齢者支援金等分を0.15%、介護納付金分を0.15%引き上げ、それぞれ5.1%、1.95%、1.65%とする。
- (2) 均等割額について、基礎（医療）分を1,500円、後期高齢者支援金等分を800円、介護納付金分を700円引き上げ、それぞれ27,400円、10,600円、12,900円とする。
- (3) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法の施行による、未就学児までの国民健康保険税（料）均等割額を5割軽減する措置の令和4年度からの導入に伴い軽減制度を制定するとともに、本市独自の子どもに係る均等割額相当額の減免制度を改定する。

4月2日現在で18歳未満である被保険者が2人以上いる世帯で、かつ、擬制世帯主を含む被保険者全員の前年の所得額の合計が400万円未満のものに対し、当該6歳以上18歳未満である被保険者の2人目に係る均等割額の5割相当額を免除する。

#### 2 施行期日

令和4年4月1日（令和4年度分の保険税から適用する。）